

規制の事前評価書

1. 政策の名称

組織再編成対象会社の範囲の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企業開示課

3. 評価実施時期

平成 21 年 10 月 16 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

組織再編成における「会社分割」のうち、吸収分割会社又は新設分割会社（以下「分割会社等」という。）が、事業部門を譲り受ける会社（以下「承継会社」という。）からその対価である有価証券（承継会社が新たに発行する有価証券又は交付する既発行有価証券）をすべて取得する場合（以下「物的分割」という。）であって、①承継会社が非開示会社、②分割会社等が開示会社、③分割会社等の株主が 50 名以上である場合には、当該有価証券の発行手続又は交付手続は、金融商品取引法上の特定組織再編成発行手続又は組織再編成交付手続に該当し、当該承継会社は有価証券届出書等の法定開示書類を提出しなければならない。

② 問題点

会社分割のうち、物的分割のように承継会社が会社分割の対価として発行又は交付される有価証券が分割会社等のみに対して割り当てられる場合は、会社分割の一方の当事者である分割会社等に対し、もう一方の当事者である承継会社に関する情報を開示する必要性はないと考えられる。しかしながら、現行は当該承継会社に法定開示義務が課され、法定開示書類の作成及び当該書類の監査等のコストが発生し、円滑な企業再編の妨げとなっているとの指摘がある。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

投資者が投資判断に当たり必要とする情報の適正な開示を求める金融商品取引法上の法定開示制度の趣旨に照らし、組織再編成のうち会社分割における法定開示規制について適切に見直しを行う必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容
金融商品取引法施行令第2条の2

(3) 規制の新設又は改廃の内容

組織再編成のうち会社分割が物的分割により行われる場合は、分割会社等を組織再編成対象会社の範囲から除くこととする。

5. 想定される代替案

会社分割が物的分割により行われる場合であって、非開示会社である承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれているものについてのみ当該分割会社等を組織再編成対象会社の範囲から除くこととする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

会社分割が物的分割により行われる場合、承継会社には法定開示義務が課せられないことから有価証券届出書等の法定開示書類の作成及び監査等の費用は不要となる。

② 代替案

代替案では、承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれているものについては、本案と同様に有価証券届出書等の法定開示書類の作成及び監査等の費用は不要となるものの、承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれていないものについては、引き続き当該承継会社は法定開示義務が課せられることから有価証券届出書等の法定開示書類の作成及び監査等の費用が生じ、費用の減少が限定される。

(2) 行政費用

① 本案

会社分割が物的分割により行われる場合、承継会社には法定開示義務が課せられないことから有価証券届出書等の法定開示書類の受理業務に係る行政費用が不要となる。

② 代替案

代替案では、承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれているものについては、本案と同様に有価証券届出書等の法定開示書類の受理業務に係る行政費用は不要となるものの、承継会社が分割会社等の連結対象会社の範囲に含まれていないものについては、引き続き当該承継会社は法定開示義務が課せられることから有価証券届出書等の法定開示書類の受理業務に係る費用が生じ、費用の減少が限定される。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特段の社会的費用は発生しない。

② 代替案

本案と同様に特段の社会的費用は発生しない。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

会社分割が物的分割により行われる場合は、承継会社に対して法定開示義務が課せられないことから、当該承継会社は有価証券届出書等の法定開示書類の作成、監査費用等といった費用が発生せず、また組織再編成において法定開示書類の作成に係る日数を考慮する必要もなく、円滑な企業再編が行われると考えられる。

また、会社分割が物的分割により行われ、承継会社の発行又は交付される有価証券が分割会社のみ割り当てられ、その後当該有価証券が転々流通しないことが明らかな場合は投資家保護上も問題がないものと考えられる。

② 代替案

会社分割が物的分割により行われ、承継会社が分割会社の連結の範囲に含まれるものは法定開示義務を課せられないことから、本案と同様の便益が生じるものと考えられる。

しかし、承継会社が分割会社の連結対象会社の範囲に含まれていない場合は承継会社が発行又は交付する有価証券が分割会社に対してのみ割り当てられる場合であっても、承継会社に法定開示義務が課せられ、有価証券届出書等の法定開示書類の作成及び監査費用等が発生することが考えられる。また、当該法定開示書類の作成には相当の日数を要するこ

とから、円滑な企業再編の妨げとなることが考えられる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、投資者が投資判断に当たり必要とする情報を適正に開示とする法定開示制度の趣旨に照らし、会社分割が物的分割により行われる場合は分割会社等を組織再編成対象会社の範囲から除くことで、より円滑な企業再編が可能となり、我が国において行われる組織再編成について大きな便益をもたらすものと考えられる。

(2) 代替案との比較

本案、代替案ともに、我が国において行われる組織再編成について円滑な企業再編が可能となり、大きな便益が期待できる。しかしながら、代替案は、本案と比べ規制の遵守費用、行政費用の減少が限定されることから、本案による改正が適当である。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。